

府中町備蓄計画



令和2年6月

(令和8年4月更新)

目次

基本方針.....	1
想定する災害.....	2
役割分担.....	3
(1) 広島県.....	3
(2) 府中町.....	3
(3) 自助・共助による備蓄.....	4
府中町の備蓄目標.....	5
1. 備蓄物資の交付対象者.....	5
2. 備蓄品目及び数量.....	7
(1) 備蓄品目の設定と考え方.....	7
(2) 各備蓄品の交付対象者及び備蓄数量.....	12
備蓄倉庫.....	16
協定による物資の調達について.....	17
参考：家庭内備蓄.....	19
家庭内備蓄のポイント.....	19
非常用持ち出し品の準備.....	21
参考：避難者数に関する資料.....	23
参考：そのほか資料.....	24

基本方針

府中町では、「府中町地域防災計画」に基づき災害応急救助物資の備蓄に努めることとし、「広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）」及び「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書（平成 29 年 1 月）」を踏まえ、「府中町備蓄計画（令和 2 年 6 月）」を策定し、計画的な備蓄を進めてきたところである。

「府中町備蓄計画（令和 2 年 6 月）」の策定から 5 年が経過する中で、令和 7 年 10 月に「広島県地震被害想定調査報告書」の見直しが行われたこと、「広島県災害応急物資の備蓄・調達方針」が見直し予定であることを踏まえ、備蓄物資の数量・品目を見直し、「府中町備蓄計画（令和 8 年 4 月）」（以下「備蓄計画」という。）として計画を改訂する。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」によると、国等からの支援が本格化するのは、発災後 4 日目以降となると想定されているため、発災後 3 日間の物資については、広島県、府中町、家庭・企業のそれぞれが備蓄等を行った物資を活用し、連携・協力して対処する必要がある。

発災時に必要な物資は各家庭・企業が備蓄し、避難所等に避難する際に持参することを原則とするが、建物倒壊や焼失等により、備蓄した物資を避難所に持参できない町民等が発生することが想定されることから、府中町及び広島県が被災者等に対し円滑な応急対策を行うために一定の物資を備蓄する必要がある。

なお、備蓄計画の期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 か年とし、中間時点の令和 12 年度及び「広島県地震被害想定調査報告書」、「広島県災害応急物資の備蓄・計画方針」の見直し時に備蓄状況・購入計画について都度検討し、備蓄計画を見直すこととする。

想定する災害

「広島県地震被害想定調査結果報告書」（令和7年10月）で、南海トラフ巨大地震（陸側ケース）が発生した際の被害予想データをもとに、備蓄計画を策定する。

当町における被害そのものは、直下型地震の方が被害は大きい見込みであるが、被害範囲が小規模である直下型地震と異なり、南海トラフ地震はわが国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な地震が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、南海トラフ巨大地震となった場合には被災の範囲はその他の災害と比べて桁外れに広域かつ甚大となり、その被害はそれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

これらの特徴を踏まえ、発災直後の国や自衛隊等による広域支援は、太平洋側の重点受援地域に集中するものと想定し、発災後3日間は広島県、府中町、家庭・企業が協力し、地域内での備蓄で賄うことができるように計画的な備蓄を行うことを基本とする。

ただし、全国的な強い揺れ、津波の発生により、製造設備の停止による物資の供給低下で継続的な物資の不足が予測されるため、発災4日後以降も、計画的な物資の調達・活用が必要となる。

なお、本計画は地震災害を想定しているが、防災のための備蓄と国民保護措置のための備蓄と相互に兼ねることに留意する。

役割分担

発災から3日間の物資については、下図のとおり、広島県、府中町、家庭・企業のそれぞれが備蓄を行うものとする。

	発災から3日間			発災から4日目以降
	1日目	2日目	3日目	
備蓄物資				
県		←→		
町	←→			
家庭・企業	←→			←……※……→
調達物資				
国				←→
自治体			←→	←→
協定企業			←→	←→
NPO・民間等				←→

※家庭や企業では3日分程度（可能な限り1週間程度）

(1) 広島県

広島県は、広域地方公共団体として、市町への緊急支援を目的に、食料、生活必需品等を供給する役割を担う。

(2) 府中町

府中町は、基礎自治体として独自では物資の調達が困難となった被災者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を供給する役割を担う。発災直後に避難者に迅速に物資を供給するため、分散備蓄に努める。

(3) 自助・共助による備蓄

発災直後における物資不足による混乱を最小限にとどめるためには、各家庭・企業が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要である。

(ア)家庭の備蓄

発災直後は、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高く、府中町からの物資もすぐには届かないことが想定されるため、各家庭は、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品のほかに、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵、フェーズフリー^{※1}の考え方によるローリングストック方式^{※2}の活用も含め、食料、飲料水、生活必需品等について3日分程度（可能な限り1週間程度）の備蓄に努める。

家庭内備蓄は、災害用の長期保存が可能な食料・飲料等の購入に加え、普段購入・消費している物品を備蓄するなど工夫することで日ごろから備えることが可能である。

また、高齢者、乳幼児、障害者等の要配慮者が必要とする紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳瓶等の物資は、介護者等がその確保に努めることとし、アレルギーを持つ家庭がいる場合等については食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。

※1 日常生活で使っているものが非常時にも役立つという考え方。

※2 日常的に消費する食品を多めに購入し、食べた分をこまめに補充することで、常に一定量の食品が備蓄されている状態を保ち、有事の際には非常食として活用する方法。

(イ)企業の備蓄

府中町地域防災計画では、企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、各種防災活動のほか、防災資機材や食料・飲料水の備蓄等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとされている。

また、災害時の企業活動として、発災直後に道路や公共交通機関の被災によって帰宅困難となった顧客・従業員を対象に、非常食の給食・給水等を行うこととされていることから、3日分以上の備蓄を推進し、帰宅困難者対策や地域の防災活動を行うことが求められる。

府中町の備蓄目標

1. 備蓄物資の交付対象者

「広島県地震被害想定調査結果報告書（令和7年10月）」第Ⅱ編 結果編の第1章2市町別総括表（被害が最大となるシーン）に基づき、次の者を交付算定対象とする。

交付対象者数

避難所生活者 (A)				
	家屋被害者 (B) ※1	その他避難者	食料備蓄者 ※2	食料非備蓄者 (C)
9,392	4,240	5,152	3,267	1,885

※1 580棟（建物全壊棟数560棟＋焼失棟数20棟）×（1棟当たりの平均人員）7.31人/棟

※2 その他の避難者5,152人×非常用持ち出し品を用意し、かつ3日以上食料及び飲料水を備蓄している人の割合（令和6年度防災・減災に関する県民意識調査）63.4%

食料備蓄対象者 (B) + (C)	生活必需品対象者
6,125	4,240

避難所外生活者 (D)		食料備蓄対象者 (E)	帰宅困難者 (F)	町職員 (G)
食料備蓄者 ※3	食料非備蓄者			
5,995	3,801	2,194	3,276	200

※3 避難所外生活者5,995人×非常用持ち出し品を用意し、かつ3日以上食料及び飲料水を備蓄している人の割合（令和6年度防災・減災に関する県民意識調査）63.4%

全避難者 (A) + (D)	全食料備蓄対象者 (B) + (C) + (E)
15,387	8,319

【人口構成】

	人数	男性	女性	人口割合	全避難者 ×人口割合	全食料備蓄 対象者数× 人口割合
全年齢	51,155人	25,007人	26,148人	100.0%	15,387人	8,319人
1歳以上	50,661人	24,742人	25,919人	99.0%	15,233人	8,236人
2歳以上	50,206人	24,514人	25,692人	98.1%	15,094人	8,161人
2～80歳	46,815人	23,249人	23,566人	91.5%	14,079人	7,612人
1歳、81歳以上	3,846人	1,493人	2,353人	7.5%	1,154人	624人
0歳	494人	265人	229人	1.0%	153人	84人
0～2歳+3歳の4割	1,667人	861人	806人	3.3%	507人	275人
12～51歳（女性）	11,826人	－	11,826人	23.1%	3,554人	1,922人
要介護2以上	1,176人 [※]	－	－	2.3%	354人	192人

令和2年度国勢調査並びに令和7年度介護保険事業状況報告参照

※介護保険事業状況報告（R7.10）「第2-1表 要介護（要支援）認定者数-男女計-」
（厚生労働省）

2. 備蓄品目及び数量

災害発生から救援物資が届くまでの間で、緊急的に必要な食料、飲料水、生活必需品、資機材等を備蓄する。

避難者に必要な物資は原則 1.5 日分、短期間避難する帰宅困難者用の物資について 1 食分程度の食料と飲料水、及び半日分程度の日用品を備蓄する。また、町職員用として応急期に当たる 3 日分の物資を備蓄する。

なお、使用期限が過ぎた備蓄については防災啓発事業や町の事業により活用する。

(1) 備蓄品目の設定と考え方

1 食料

【数量】

- 避難者用として、1 人あたり 1 日 3 食 1.5 日分として調理不要食を 1 食、アルファ化米を 3 食備蓄する。
- 帰宅困難者用として、調理不要食を 1 人あたり 1 食備蓄する。
- 町職員用として、調理不要食を応急期に当たる 3 日分として 8 食備蓄する。

【購入】

- 原則、賞味期限が 7 年以上あるものを購入する。
- アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない食料を中心に備蓄し、高齢者、障害者、外国人にも配慮した食料も可能な範囲で購入する。
- アルファ化米は、注水量によってやわらかさを調節できるもの、また、炊き出し時間にいない避難者にも配付できるように、個食タイプのものを中心に購入する。
- 普通食を食べることができない乳幼児や高齢者等用の配慮食として、おかゆを購入する。

【更新】

- 食料・飲料は賞味期限が定められているため、年度により購入数量の偏りが生じることのないよう、購入数量の平準化を定めていく。
- 食品ロス削減のため、賞味期限まで 1 年未満となったものは、防災啓発事業に活用し、家庭内備蓄の実施を啓発する。

2 飲料水

【数量】

- 調理用も含めて1人あたり1日3Lの飲料水を、500mLペットボトルで備蓄する。
- 避難者用として、1人あたり1.5日分として9本備蓄する。
- 帰宅困難者用として、1人あたり1本備蓄する。
- 町職員用として、1人あたり3日分として18本備蓄する。

【購入】

- 原則、賞味期限が10年以上あるものを購入する。
- 乳幼児に与える可能性を考慮し、低高度（60mg/L未満）の軟水を購入する。

【更新】

- 賞味期限が定められているため、年度により購入数量の偏りが生じることのないよう、購入数量の標準化を定めていく。
- 食品ロス削減のため、賞味期限まで1年未満となったものは、防災啓発事業に活用し、家庭内備蓄の実施を啓発する。

3 乳児用ミルク

【数量】

- 常温で調乳せずに授乳可能な液体ミルクを中心に1人あたり1日1L、1.5日分を使い捨て哺乳瓶（授乳カップ等の代替品含む）とともに備蓄する。
- アレルギー対応の粉ミルクを、備蓄必要数の10%相当備蓄する。

【購入】

- 原則、賞味期限が1年以上あるものを購入する。

【更新】

- 食品ロス削減のため、賞味期限まで3か月未満となったものは、防災啓発事業に活用し、家庭内備蓄の実施を啓発する。
- 乳児用ミルクの配布は、原則として母乳の代替用品として使用することを目的とする。

※「母乳代替用品のマーケティングに関する国際基準（WHO）」

4 生活必需品

【数量】

- 全避難者を対象に毛布を1人当たり2枚備蓄する。
※毛布は府中町と広島県がそれぞれ1枚ずつ合同で購入する。
- 帰宅困難者、町職員を対象にアルミシートを1枚ずつ備蓄する。
- 使い捨て哺乳瓶（代替品含む）、生理用品、おむつ・おしりふき（乳幼児用・大人用）、トイレットペーパーを1.5日分備蓄する。

【購入】

- 避難者の需要に対して生活に必要なものを購入する。
- おむつは、使用者の性別や体格によって適した品が異なるため、種類・サイズを分けて購入する。
- 大人用おむつは、アウター・インナーをそれぞれ購入する。
- 生理用品は、昼用・夜用等使用状況にあったものをそれぞれ購入する。
- ベッドやパーテーションテントは、要配慮者用を中心に購入する。
- 防犯ブザーやホイッスルなど、避難者の安全を確保するための防犯用品を購入する。

【更新】

- 使用済みの毛布は、クリーニング後に真空パック処理をして再利用する。未使用のものも、10年に1度を目安にクリーニング、真空パック処理を行う。
- 保存年限が定められているものについては、その定めによる。明確な使用期限がない消耗品（おむつ、生理用品等）は、原則3年を目安に買い替える。
- 廃棄削減のため、買い替えの必要な物資は町の事業により活用する。

5 携帯トイレ

【数量】

- 町内 10 箇所にマンホールトイレを整備しているが、上下水道施設の破損等により使用できない場合も想定し、携帯トイレを備蓄する。
- 携帯トイレは発災直後の調達が困難であることから、避難所避難者用として 1 人あたり 1 日 5 回、3 日分備蓄する。
- 帰宅困難者用として、1 人あたり 2 回分備蓄する。
- 町職員用として、1 人あたり 1 日 5 回として応急期に当たる 3 日分備蓄する。

【購入】

- 人工的な排泄口にも対応できるよう、ストーマ対応の携帯用トイレを購入する。

【更新】

- 携帯用トイレは、原則 10 年を目安に買い替える。

6 感染症対策用品

【数量】

- 避難者用マスクは 2 歳以上の避難者 1 人あたり 1 枚備蓄する。
- 職員用のマスクは応急期に当たる 3 日分を備蓄する。

【購入】

- 避難所内での感染症の蔓延防止のため、マスク、非接触型体温計、消毒液等の備蓄に努める。

【更新】

- 感染対策用品は避難所開設時に活用し、正常に機能しないことを確認したことから、順次予算措置をして買い替える。
- マスクは、原則 3 年を目安に買い替える。

7 資機材

【数量】

- 避難所施設のうち、マンホールトイレが整備されている指定避難所では、機材一式（マンホール開閉器1本、組立式トイレ5基、テント5張、貯水タンク2基、リヤカー2台、発電機1台、簡易ポンプ1台）を施設敷地内の備蓄倉庫に保管する。
- 発電機、燃料、投光器一式、コードリール、ラジオ、懐中電灯、乾電池、蓄電池を備蓄する。燃料は、発電機を初動で稼働させるのに必要な量を備蓄する。

【購入】

- 資機材は避難所運営に必要なものを購入する。

【更新】

- 資機材は定期的に使用、自主防災組織が実施する訓練等に試運転を兼ねて貸し出しすることとし、正常に動作しないことを確認したものから、順次予算措置をして買い替える。
- 正常に動作するものについても、整備費用面やランニングコストや機能面等で保有する備蓄資機材よりも優位性が認められる製品がある場合、随時買替を検討する。
- ガソリン、エンジンオイル等は、長期保存が困難であるため、初動に必要な量を府中町消防本部施設内で保管し、ローリングストックしておくこととする。
- 乾電池は原則5年を目安に買い替える。

8 その他

- 避難所生活に必要な物資で、平時から避難所となる施設で使用しているものについては、各施設管理者が平時の利用量の1か月分以上を目安に、常に施設内に備えておく。
(例) トイレットペーパー、ゴミ袋、清掃道具、洗剤、消臭剤 等
- 応急対策や救助活動に必要な資機材は、水防用に備蓄しているものを活用する。

(2) 各備蓄品の交付対象者及び備蓄数量

各備蓄品について、購入数量の標準化、及び短期間の購入に伴う物資の大量廃棄防止を図るため令和8年から令和17年の10年間にわたって目標備蓄数の物資調達を行う。

食料・飲料水

品目	対象者	対象者数	目標備蓄数
アルファ化米	2～80歳	7,612人×3食=22,836食	22,836食
調理不要食	2～80歳	7,612人×1食=7,612食	12,488食
	帰宅困難者	3,276人×1食=3,276食	
	町職員	200人×8食=1,600食	
おかゆ	1歳、81歳以上	624人×4食=2,496食	2,496食
乳児用ミルク	0歳	84人×1.5L=126L	126L
アレルギー対応ミルク	0歳の10%	84人×10%×1.5L=12.6L	12.6L
飲料水	1歳以上	8,236人×9本=74,124本	81,000本
	帰宅困難者	3,276人×1本=3,276本	
	町職員	200人×18本=3,600本	

生活必需品

品目	対象者	対象者数	目標 備蓄数
毛布	避難者全員	9,392人×1枚=9,392枚 ※1人当たり2枚のうち1枚は県、1枚は町。	9,392枚
アルミシート	帰宅困難者	3,276人×1枚=3,276	3,476枚
	町職員	200人×1枚=200枚	
使い捨て哺乳瓶	0歳	84人×8本=672本	672本
乳幼児用おむつ	0～2歳+3歳の4割	275人×8枚=2,200枚	2,200枚
乳幼児用おしりふき	0～2歳+3歳の4割	275人×24枚=6,600枚	6,600枚
大人用おむつ（アウター）	要介護2以上	192人×3枚=576枚	576枚
大人用おむつ（インナー）	要介護2以上	192人×5枚=960枚	960枚
大人用おしりふき	要介護2以上	192人×24枚=4,608枚	4,608枚
生理用品（昼用）	12～51歳女性の1/4※1	1,922人×1/4×8枚=3,844	3,844枚
生理用品（夜用）	12～51歳女性の1/4※1	1,922人×1/4×1枚=481	481枚
携帯トイレ	おむつ非使用者	(8,319人-467人(乳児用・大人用おむつ使用者)) ×15回分=117,780回分	127,332回分
	帰宅困難者	3,276人×2回分=6,552回分	
	町職員	200人×15回分=3,000回分	
不織布マスク	2歳以上	8,161人×1枚=8,161枚	8,761枚
	町職員	200人×3枚=600人	
トイレットペーパー※2	おむつ非使用者	(8,319人-467人(乳児用・大人用おむつ使用者)) ×0.54巻=4,240巻	4,240巻
ベッド	スフィア基準収容人数	2,332人×1台=2,332台	2,532台
	職員	200人×1台=200台	
パーテーションテント	スフィア基準収容人数	2,332人×1台=2,332台	2,532台
	職員	200人×1台=200台	
ポータブル電源	当初開設避難所	5箇所×2個=10個	10個

※1 「1/4」という係数は、生理期間を7/28日と想定したもの

※2 トイレットペーパー1巻200mで算定

災害用トイレ

品目	対象者	目標備蓄数
簡易トイレ (本体)	おむつ非使用者 20 人につき 1 台-避難施設備え付けトイレ（緊急指定避難場所・指定避難所・避難場所・避難所・町が運営する福祉避難所（合計 24 か所））×5 基（1 か所につき洋式トイレ 5 基と仮定）-マンホールトイレ 50 基 (8,319 人-467 人) ÷ 20 人-24 か所×5 基-50 基 = 223 基	223 基
オストミートイレ (本体)	各指定緊急避難場所・指定避難所（府中南公民館を含め合計 9 か所）に 1 基 9 か所×1 基 = 9 基	9 基
マンホールトイレ (便座・テントセット)	マンホールトイレ設置施設 1 施設あたり 5 基 10 か所×5 基 = 50 基	50 セット
貯水タンク (マンホールトイレ用)	マンホールトイレ設置施設 1 施設あたり 1 個 10 か所×1 個 = 10 個	10 個
給水ポンプ	各指定緊急避難場所・指定避難所（府中南公民館を含め合計 9 か所）に 1 台 9 か所×1 台 = 9 個	9 台

その他資機材等

種別	品目	目標備蓄数
寝具	エアーマット	52 台
作業用品	台車	11 台
	コードリール	44 個
電化製品	扇風機	15 台
燃料	ガソリン携行缶	4 缶
	カセットガス	36 本
発電機	カセットボンベ式発電機	20 台
	ガソリン式発電機	17 台
清掃用品	高圧洗浄機	10 台
	バキュームクリーナー	8 台
調理器具	カセットコンロ	16 台
	炊き出し機器	2 台
	鍋	5 個
給水用品	給水袋	400 枚
	給水タンク	96 個
照明	懐中電灯	12 個
	ランタン	40 個
	サークルライト	4 台
	投光器	49 台
その他	ラジオ、ティッシュ、ゴミ袋、作業用手袋、スコップ など	

備蓄倉庫

本町では、現在町内 1 箇所（本町二丁目 431-1）に備蓄倉庫を設置している。

また、避難者に迅速に物資を供給するため、主要な避難所 11 箇所の敷地内に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を行っている。

今後目標備蓄数の大幅な増量により新たな備蓄倉庫の増設が必要である。

備蓄倉庫を設置している避難所

施設名称	所在地
府中小学校	本町二丁目 15-2
府中南小学校	柳ヶ丘 51-25
府中中央小学校	浜田二丁目 6-1
府中東小学校	山田四丁目 4-1
府中北小学校	清水ヶ丘 23-1
府中中学校	宮の町五丁目 4-28
府中緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 3-18
府中公民館	本町二丁目 15-1
総社会館	本町三丁目 2-23
府中南交流センター	鹿籠一丁目 21-3
福寿館	浜田本町 5-25

上記の備蓄倉庫で保管するもの（各品目の数量は施設規模によって異なる）

- 食料・水
- 毛布
- 携帯トイレ
- パーテーションテント
- エアーマット
- ベッド
- マンホールトイレ資機材一式（マンホールトイレ整備済みの避難所のみ）
- 発電機
- コードリール
- 投光器
- 台車

協定による物資の調達について

本町では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害発生時に、必要な物資を調達する仕組みを整えている。

今後も、広域災害発生時にも協力を得やすいと思われる地元企業を中心に協定を締結し、平時から物資の要請手順を確認するなど、災害時における物資調達体制を強化していく。

[協定の概要]

種別	概要
相互応援	資機材の提供、被災者の救出等
	職員派遣、資機材の提供等
ライフライン	燃料、ガス、停電時の情報等の提供
食料・飲料・生活物資の提供	食料・飲料の提供
	ベッド、電化製品、作業関係品等生活物資の提供
医療・福祉等	福祉避難所の設置及び運営
	医療救護活動
	在宅療養者（サービス利用者）の安否確認、避難誘導等
	歯科医療救護班活動
井戸水の協力	災害時のトイレ・洗濯等の生活用水利用（飲用不可）
施設協力	災害時における被災者に対する防災活動協力
	浸水時緊急退避施設としての協力
その他	防災訓練、防災知識の普及啓発、地域防災人材育成等
	防災情報等の掲載・発信
	郵便局ネットワークを活用した広報活動等
	情報の連絡および交換
	一時避難場所の提供
	地図製品等の供給
	資機材等の提供
	緊急パトロールによる情報提供、障害物除去等
	応急対策活動、災害時における応急対応
	公共土木施設の災害査定・被害情報収集、被災箇所の測量・設計等
	被災車両の撤去
	物資集積・搬送拠点の提供、配送等
	被災者相談窓口の開設、各種申請手続き支援等

[参考]

方式	内容
ランニングストック	<p>県が商品を買取った上でそのまま在庫として商品の保管を委託する方法。</p> <p>備蓄品は常に流通させて更新する。</p> <p>(導入事例) 東京都、大阪府、仙台市</p>
流通備蓄	<p>物流倉庫等の在庫を備蓄とみなす方法。</p> <p>備蓄場所、備蓄品目・数量等を定める</p> <p>なお、商品の所有権は企業側にある。</p> <p>※他の自治体（山口県等）では、災害応援協定に基づき災害時に物資を確保することを流通備蓄とみなしている例がある。（品目・数量の担保はなし）</p>

※「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書 平成 29 年 1 月（広島県）」より
抜粋

参考：家庭内備蓄

家庭内備蓄のポイント

- 常温で日持ちするインスタント食品やレトルト食品、缶詰などを、常に多めに買っておく。
 - ⇒ 賞味期限が数か月であっても、常にローリングストックで消費と備蓄が繰り返せるなら問題ない。お湯が使えない状況を想定して、コーンフレークなどそのままでも食べられるものがあるとよい。
- トイレtpーパー、ラップなどの日用品・生活必需品は、1か月分以上の余裕をもって買っておく。
 - ⇒ 南海トラフ巨大地震では、非常に広範囲にわたって被害を受けるといわれている。工場生産や物流の状況が安定するまで相応の時間を要する見込みのため、災害後1か月程度は新たに買わなくても済むように備えておく。
- 携帯トイレは各家庭で最低3日分備えておく。
 - ⇒ し尿の凝固剤と便袋のセットを携帯トイレといい、電気・水道が止まっても洋式便器に取り付けて用を足すことが可能。家が無事でも、トイレが使用できないために自宅外避難が必要になることがあるため、どの家庭でも必ず買って備えておく。使用時は、すぐにし尿の回収ができない可能性も考慮して、蓋つきのごみ箱などもあるとよい。
- お気に入りのお菓子・嗜好品をいつも多めに買っておく。
 - ⇒ 被災すると、嗜好品が手に入りにくくなることもある。ストレス対策にもなるので、多めに持ち歩くとよい。
- 被災1日目は、冷蔵庫内の生鮮食品のうち、食べられるものを食べる。
 - ⇒ もし停電になったとしても、冷蔵庫の中のを傷む前に早めに出して食べることができれば、備蓄食料を節約できる。
- 持病薬・常備薬、お薬手帳は常に持ち歩く。
 - ⇒ 大規模災害時は、医療支援も受けにくくなるうえ市販の風邪薬でも簡単に処方を受けることができない。特に持病薬は、常に1週間分以上持つておくほうがよい。
- 家族構成に応じて、生活を送るために必要なものは、余裕をもって備えておく。
(コンタクトレンズのような使う人用に調整されたもの、乳幼児・高齢者に必要な物資、ペット用品、持病の薬、アレルギー対応食 など)

⇒消耗品類は、常に最低1週間分以上を目安に余裕をもって備蓄しておくこととし、眼鏡など身に付けて使用するものは、いつも持ち歩くか、非常用持ち出し袋に入れておく。

家庭内備蓄の例

- 飲料水（1人1日3リットル）
- 食料（そのまま食べられるもの、調理が簡単なもの）
- カセットコンロ、カセットボンベ
- 給水用ポリタンク、給水袋
- 使い捨て食器（紙皿、紙コップ、割り箸、ラップ）
- ラジオ
- ランタン
- 電池
- 携帯トイレ（1人1日5回分）
- トイレットペーパー
- ウェットティッシュ
- 水のいらないシャンプー
- 衛生用品（生理用品、紙おむつなど）

非常用持ち出し品の準備

災害はいつ発生するかわからないため、非常時に持ち出すものをあらかじめ用意しておき、いつでもすぐに持ち出せるように備えておくことが重要である。

非常用持ち出し品の例

食料品	<ul style="list-style-type: none">・ 飲料水・ アルファ化米・ レトルト食品・ 缶詰・ 菓子類
生活用品	<ul style="list-style-type: none">・ 懐中電灯・ 携帯ラジオ・ 予備の電池・ 携帯電話・スマートフォンの充電器・ モバイルバッテリー・ 筆記用具・メモ帳・ ビニール袋（ごみ袋）・ 防犯ブザー／ホイッスル・ ヘルプカード
貴重品	<ul style="list-style-type: none">・ 現金（小銭）・ 身分証明書・ 保険証・ 通帳・印鑑
衣類	<ul style="list-style-type: none">・ 下着・ 靴下・ 上着（防寒着）・ 雨具（レインコート）・ スリッパ
医薬品	<ul style="list-style-type: none">・ 常備薬・ お薬手帳・ 救急用品（絆創膏など）
衛生用品	<ul style="list-style-type: none">・ タオル・ ウェットティッシュ・ マスク・消毒液・ 携帯トイレ・ 携帯ウォッシュレット・ 洗面用具

家族構成に応じて必要なものの例

女性	<ul style="list-style-type: none"> • 生理用品
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> • 液体ミルク • ベビーフード • 使い捨て哺乳瓶 • 紙おむつ • 母子手帳 • 抱っこ紐
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> • メガネ • 補聴器・電池 • 入れ歯・洗浄剤 • 紙おむつ • レトルト介護食 • 杖
ペット	<ul style="list-style-type: none"> • ペットフード • 食器 • リード • ケージ • ペットシーツ • トイレ用品

参考：避難者数に関する資料

「広島県地震被害想定調査結果報告書(令和7年10月)」第Ⅱ編 結果編の第1章 2 (1) 表Ⅱ.1.2-1 南海トラフ巨大地震の総括表（陸側ケース 津波ケース1、2、4、5）を参考とした。

避難者数（当日・1日後）	（人）	避難所	9,392
	（人）	要配慮者 ^{※1}	2,262
	（人）	避難所外	5,995
帰宅困難者 ^{※2}	（人）	帰宅困難者	3,276
	（人）	滞留者	2,272
建物被害（火災）	（棟）	焼失棟数	20
建物被害（全壊）	（棟）	揺れ	5
	（棟）	液状化	539
	（棟）	土砂災害	3
	（棟）	津波	12

※1：要配慮者は、避難所避難者の内数。

※2：帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定している。

参考：そのほか資料

- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年6月3日）（内閣府中央防災会議幹事会）
- ・「広島県地震被害想定調査報告書」（令和7年10月）（広島県）
- ・「災害応急救助物資の備蓄・調達検討報告書」（平成29年1月）（広島県）
- ・「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」（令和4年3月）（広島県）
- ・「令和2年 国勢調査 人口等集計結果 結果の概要」（内閣府統計局）
- ・「介護保険事業状況報告」（「第2-1票 要介護（要支援）認定者数-男女計-」）（令和7年10月）（厚生労働省）
- ・「授乳・離乳のガイド」（平成31年3月）（「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）
- ・「リウマチ・アレルギー対策委員会報告書」（厚生科学審議会疾病対策部会、リウマチ・アレルギー対策委員会対策委員会）
- ・「紙オムツ使用状況の推計」（国土交通省）
- ・「災害対策トイレ情報ガイド2019」（特定非営利活動法人日本トイレ研究所）
- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局）

府中町備蓄計画

令和 2 年 6 月策定

令和 8 年 4 月改定

発行：府中町

編集：府中町総務企画部危機管理課

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

電話 082-286-3243